

ISSN 2760-0262

第19卷第1号
2026年3月

新潟青陵学会誌

JOURNAL OF NIIGATA SEIRYO ACADEMIC SOCIETY

新潟青陵学会

目 次

総説

里見 佳香

入管施設における身体拘束と人権 ―国際人権法の観点から―

…………… (1)

新潟青陵学会誌投稿および編集に関する規程・様式1～3 …………… (13)

入管施設における身体拘束と人権 —国際人権法の観点から—

里見 佳香

新潟青陵大学福祉心理子ども学部社会福祉学科

"Physical Detention in Immigration Facilities and Human Rights; From the Perspective of International Human Rights Law"

Yoshika Satomi

Department of Social Welfare, Faculty of Social Welfare, Psychology and Child
Development, Niigata Seiryō University

要旨

本稿は、大阪出入国在留管理局に収容されたペルー国籍のA氏が、後ろ手錠を14時間以上施されたまま保護室に隔離された違法な取扱い等により肉体的精神的苦痛を被ったとして国に損害賠償を求めた事件を主に国際人権法の観点から整理するものである。原審は手錠の長時間使用の一部違法性のみを認め11万円の賠償を命じたが、その他の違法性は否定された。国際法上、自由権規約および拷問等禁止条約は拷問を絶対に禁じており、また、国連被拘禁者処遇最低基準規則等も示すとおり、被拘禁者への手錠等の戒具の使用は例外的かつ最小限度において認められる。A氏の行為は自傷他害の現実的危険を示さず、制圧後も後ろ手錠を継続した点で、国際基準・国内基準のいずれにも反する可能性が高い。保護室は保護目的でありながら実質的に懲罰として機能していることも問題である。入管施設被収容者の人権保障は厳格でなければならず、国際基準に沿った判断と救済が求められる。

キーワード

拷問 出入国管理施設 身体拘束 手錠 人権

Abstract

This paper examines, primarily from the perspective of international human rights law, the case in which Mr. A, a Peruvian national detained at the Osaka Regional Immigration Services Bureau, sought damages from the State on the grounds that he suffered physical and mental harm as a result of unlawful treatment, including being placed in a protection cell while kept in rear handcuffs for more than fourteen hours. The court of first instance acknowledged only partial illegality concerning the prolonged use of handcuffs and awarded 110,000 yen in compensation, while denying other claims of illegality. Under international law, the International Covenant on Civil and Political Rights and the Convention against Torture absolutely prohibit torture, and—as indicated in the United Nations Standard Minimum Rules for the Treatment of Prisoners (the Mandela Rules)—the use of restraints such as handcuffs on detainees is permitted only as an exceptional and strictly limited measure. Mr. A's conduct did not present a real risk of self-harm or harm to others, and the continuation of rear handcuffing after he had been subdued is highly likely to violate both international and domestic standards. It is also problematic that the protection cell, despite its stated protective purpose, effectively functioned as a form of punishment. The human rights of immigration detainees must be rigorously protected, and decisions and remedies must conform to international standards.

Key words

Torture, Immigration control facility, physical restraint, Handcuff, Human rights

I はじめに

本稿は、本年4月に第一審判決が言い渡され、現在控訴審理中の大阪高等裁判所令和7年（ネ）第1202号国家賠償請求事件（以下「本事件」）において、控訴人側として提出予定の裁判意見書に援用可能な国際人権法上の規範および関連する先例を参照し、その論点を整理するものである。

II 事案の概要

事案の概要は以下のとおりである。

本件の当事者はペルー共和国に生まれ、ペルー国籍を有する日系3世の男性である（以下「A」とする）。Aは平成3年5月、新東京国際空港（現在の成田国際空港）から本邦に上陸し、その後、複数回にわたり在留期間の更新許可を受けた。Aのその他の経過は省略するが、Aは平成21年7月在留期間更新が不許可となり、平成29年8月仮放免許可の期間満了により、同月8日、法務省大阪入国管理局（現在の大阪出入国在留管理局。以下「本件入管」という）の収容場に収容された。

問題となった事件は、本件入管の職員数名が、平成29年12月20日午後0時14分頃から同月21日午前11時49分頃までの間に、Aを収容、看守する公権力の行使に際し、Aに対し、Aの頭部、手足等をおさえつける等の暴行を加えるなどして、左上腕骨骨幹部骨折（骨内部のヒビ）等の傷害を負わせた行為、Aの両手を身体の後ろ側（背中側）に回し両手首に手錠を施した（以下「後ろ手錠」という）行為、さらに、保護室内において14時間以上にわたり後ろ手錠を施したまま放置して精神的・肉体的苦痛を与えた行為について、慰謝料等の損害賠償を請求するものである。

Aは、被告国に対し、本件各手錠をしたことは違法であり、その結果、Aは受傷し、精神的苦痛を被ったとして、国家賠償法1条1

項に基づき、216万円と法定遅延損害金の支払を求める訴えを提起した（大阪地方裁判所令和2年（ワ）第1555号）。令和5年3月17日、Aは参加人に上記の債権を譲渡し、被告に通知した。参加人は令和5年7月10日、上記訴えに独立当事者参加をした。Aの提起した上記訴えは、当事者参加後、請求放棄により終了している¹⁾。

上記請求に対して、令和7年4月16日に言渡された原審判決では、被告の参加人に対する11万円の支払いが命じられた。Aに対する違法な身体拘束が一部認められたものの、参加人のその余の請求は棄却された（大阪地方裁判所令和5年（ワ）第6581号国家賠償請求事件（独立当事者参加事件））。そのため、令和7年6月20日、参加人は控訴理由書を提出し、現在審理中である。

本事件の争点は以下の3点に集約される。

- （争点1）1回目の後ろ手錠の使用と継続に係る違法性（×認められず）
- （争点2）2回目の後ろ手錠の使用と継続に係る違法性（△一部認める）
- （争点3）警備官らが暴行し、その結果として負傷させたか（×認められず）

原審において原告側は、保護室に隔離しているAに対してさらに戒具を使用したこと等は違法であったと主張し、一方被告側は、これらの措置はAの粗暴な行為を静止するために必要な措置であり、合法であったと主張した。

結果、原審において、争点1については戒具使用の要件等に欠けることはなかったとして違法性は認められなかった。また、争点3については、警備官による2度の保持が違法な暴行であり、それによりAが負傷したという事実を認めることはできないとされた。争点2については、使用開始から14時間以上が経過した手錠措置のうち、特に後半の6時間

については過剰な戒具の使用にあたり、またAに対してそのような措置をとらなければ容易に制圧できない程度の粗暴な言動はなかったとして、一部違法性が認められた。

原審においては、Aに対する制圧行為、戒具の使用（後ろ手錠）及び使用後の長時間の放置等に対し日本国憲法（13条、18条、31条、36条）、市民のおよび政治的権利に関する国際規約（以下「自由権規約」または「規約」）（4条2項、7条）、国連拷問等禁止条約（1条、2条、16条1項）、被収容者処遇法（61条の7、69条）、国連被拘禁者処遇最低基準規則（47条、48条）、被収容者処遇規則19条等の違反が主張された。意見書で扱うべき論点は多岐にわたるが、本稿は主に、国際人権法上の拷問禁止規範と、被拘禁者に対する戒具（手錠）の使用について、本事件で参照可能な国際法規および先例を整理することとする。また、事実関係の認否等については、本稿では論じないこととする。

Ⅲ 拷問禁止

条約の一般的受容方式をとる日本では、批准後の条約はすべて国内効力をもつ。条約は日本国憲法の下位、法律の上位に位置し、憲法のコントロールを受けつつ、法律に優位するかたちで適用される法である。

はじめに、本事件に関連する自由権規約4条2項および7条を中心に参照する。日本は規約を1979年に批准書寄託し、同年9月21日に発効した。本規約は日本国内において法的拘束力をもっている。

関連する条文は次のとおりである。

自由権規約4条

1 国民の生存を脅かす公の緊急事態の場合においてその緊急事態の存在が公式に宣言されているときは、この規約の締約国は、事態の緊急性が真に必要とする限度におい

て、この規約に基づく義務に違反する措置をとることができる。ただし、その措置は、当該締約国が国際法に基づき負う他の義務に抵触してはならず、また、人種、皮膚の色、性、言語、宗教又は社会的出身のみを理由とする差別を含んではならない。

2 1の規定は、第6条、第7条、第8条1及び2、第11条、第15条、第16条並びに第18条の規定に違反することを許すものではない。

7条

何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い若しくは刑罰を受けない。特に、何人も、その自由な同意なしに医学的又は科学的実験を受けない。

規約7条は、締約国に拷問、又は残虐な、非人道的な取扱いまたは刑罰、品位を傷つける取扱いまたは刑罰を禁じている。本条は、規約4条の定める「国民の生存を脅かす公の緊急事態の場合においてその緊急事態の存在が公式に宣言されているとき」であっても逸脱することが許されないノン・デロゲャブルな条項である。

条約の実施機関である自由権規約人権委員会（以下「規約人権委員会」）は、その一般的意見20において、同条の目的が個人の尊厳ならびに身体的・精神的完全性（integrity）の双方を保護することにあると説明している。規約人権委員会はさらに、公的資格で行動する者、公的資格外で行動する者または私人として行動する者のいずれによって行われたかにかかわらず、必要な立法その他の措置を通じて7条が禁じる行為からの保護をすべての人に与えることは、締約国の義務であると強調している。国家公務員である本件入管職員がAに対して行った行為も、当然に7条の範疇に含まれる。

1. 原審における原告の主張

本事件は、本件入管職員らが組織的に、A に対し、のべ16時間もの間後ろ手錠をかけ、「制圧」と称する違法な有形力の行使をしつつ、入管収容施設の保護室内に閉じ込め続けたというものである。控訴理由書4頁で示された主張は以下のとおりである。

本件入管が「保護室」と呼ぶ部屋は、建前としては、「被収容者の生命・身体の保護」等を目的として、「室内の突起物を極力排し内壁を柔らかい木製等としている隔離のための居室」である。こうした保護室等への隔離は、法務省入国管理局長が発出した通達によれば「いわゆる懲罰とはその性格を異にし、隔離中であっても保安上支障がない範囲内でできる限りの自由を与えなければならないとの基本理念に留意する必要がある。」「健康状態等心身に対する影響に配慮し、特に次の事項を厳守しなければならない。」とする(乙3・1頁)。

しかし、実際には、本事件で示された監視カメラ等の映像からもわかるように、「保護室」への隔離は、「懲罰」として機能している。被収容者の間では、「保護室」のことを「懲罰室」(punishment room)と呼ぶことが多い。「保護室」は、平衡感覚が失われるような閉塞環境で、24時間電灯が点灯し、常時監視カメラで撮影されており、排せつする際にも目隠しはなく周囲から丸見え、眠る際も寝具などなく床で眠る、といった環境である。これを「懲罰とはその性格を異にする」とするにはよほどの「自由」への配慮と、「健康状態等心身に対する影響に配慮」が必要である。

本件では、そのような「配慮」は皆無であった。Aは昼食も夕食も摂っていない疲弊した状態であったにもかかわらず、入国警備官らは気にも留めていない。

「配慮」の代わりにあったのは、のべ16

時間にも及ぶ「後ろ手錠」と執拗な「制圧」と称する暴行である。しかも、この「制圧」には入国警備官らによる「いうことをきくのか、どっちや」「おとなしくするんか、どっちや」といった怒鳴り声が伴っていた。こうした客観的な状況からすれば、入国警備官らは、罰することを目的として故意に身体的・精神的苦痛を与えていたと言わざるを得ない。近代民主国家においては、これを「拷問」という。

本件では、こうした「拷問」の結果、骨折という結果が生じている。後述のとおり、入国警備官らの「制圧」との因果関係は重要な争点であるが、「骨折」の診断がされていること自体は当事者間に争いはなく、まず問題とされるべきは、「拷問」がなければ「骨折」と診断されることはなかったということである。

本件では、Aが執拗な暴行に耐えられず、また抗議の意味で大きな声を出すシーンもある。他方で、12月20日午後10時56分00秒、Aは、後ろ手錠でうつぶせのまま横たわっているが、そこから30秒程度、手錠を施された手や足を小刻みに震わせ、声を出して泣いているシーンがある。大の大人が、体を震わせて泣いているのである。いかに、後ろ手錠がAに苦痛と屈辱を与えたのかが分かる。これが「拷問」の目的であり、結果である。控訴審においては、防犯カメラ(本文ママ)の映像等をよくご確認いただき、「拷問」の違法性を正しく判断いただきたい。

また、本件は、原審尋問において、本件入管において、被収容者に対する後ろ手錠の使用が常態化しており、保護室内においても後ろ手錠を使用する実態が明らかとなった。このような実態に終止符を打ち、入管職員に、被収容者の人権を確保させるためにも、裁判所は、保護室内での戒具を使用することは原則として禁止されている

ことをまず明確にし（甲3戒具の使用要領2頁、第1章第1節5(2)）、後ろ手錠の使用が例外中の例外であることを明示した上で、保護室内における後ろ手錠が許される場合とその限度を具体的に述べる必要がある。そうして、入管職員が、保護室内において被收容者に後ろ手錠を安易に使用することに歯止めをかけ、被收容者の人権を確保することこそが、本件において裁判所に求められる役割でもある。

2. 原審の評価

本事件においてとられた措置が「拷問」にあたるか、また、戒具（後ろ手錠）の使用が適法性を有するか否かが問題となる。

最初に、規約7条にいう「拷問」の構成要件を整理する。7条の規定する「拷問」とは、身体的拷問と精神的拷問を共に意味するものと理解されている。規約人権委員会は、7条の適用に際し用語の詳細な定義や適用の基準を明らかにしないことが多いが、一般的意見7から、特定の取扱いの「種類」、「目的」および問題となっている行為の「苛烈さ(severity)」の3点の分析がなされ、これらが、規約人権委員会が解釈する7条所定の各用語の基本的な考慮要素となっていることがわかる。

次に、拷問を禁止する他の主な国際条約である国連の拷問等禁止条約を参照する。

拷問等禁止条約は、1984年に国連総会で採択され、1987年に発効し、日本においても1999年に批准・発効した。条約は、その1条1項において、条約違反となる拷問を以下のとおり定義している。

国連拷問等禁止条約1条

1. この条約の適用上、「拷問」とは、身体的なものであるか精神的なものであるかを問わず人に重い苦痛を故意に与える行為であって、本人若しくは第三者から情報若しくは自白を得ること、本人若しくは第三者

が行ったか若しくはその疑いがある行為について本人を罰すること、本人若しくは第三者を脅迫し若しくは強要することその他これらに類することを目的として又は何らかの差別に基づく理由によって、かつ、公務員その他の公的資格で行動する者により又はその扇動により若しくはその同意若しくは黙認の下に行われるものをいう。「拷問」には、合法的な制裁の限りで苦痛が生ずること又は合法的な制裁に固有の若しくは付随する苦痛を与えることを含まない。

2. 1の規定は、適用範囲が一層広い規定を含んでおり又は含むことのある国際文書又は国内法令に影響を及ぼすものではない。

また条約は、締約国の義務等、拷問以外の防止についても以下のとおり定める。

同2条

1. 締約国は、自国の管轄の下にある領域内において拷問に当たる行為が行われることを防止するため、立法上、行政上、司法上その他の効果的な措置をとる。

2. 戦争状態、戦争の脅威、内政の不安定又は他の公の緊急事態であるかどうかにかかわらず、いかなる例外的な事態も拷問を正当化する根拠として援用することはできない。

3. 上司又は公の機関による命令は、拷問を正当化する根拠として援用することはできない。

同16条

1. 締約国は、自国の管轄の下にある領域内において、第一条に定める拷問には至らない他の行為であって、残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に当たり、かつ、公務員その他の公的資格で行動する者により又はその扇動により若しくはその同意若しくは黙認の下に行われるも

のを防止することを約束する。特に、第十条から第十三条までに規定する義務については、これらの規定中「拷問」を「他の形態の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰」と読み替えた上で適用する。

2. この条約は、残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い若しくは刑罰を禁止し又は犯罪人引渡し若しくは追放に関連する他の国際文書又は国内法令に影響を及ぼすものではない。

拷問等禁止条約にいう「拷問」等の解釈として、控訴審大阪高等裁判所1994年10月28日国家賠償請求事件判決(判例時報1513号71頁)では、「拷問」とは、「個人に対して、その者若しくは第三者から情報若しくは自白を得、その時若しくは第三者の行った行為若しくは行ったと疑われている行為についてその者を処罰し、又は、その者若しくは第三者を脅迫し若しくは強制するために、あるいは、あらゆる種類の差別に基づくいずれかの理由により、肉体的であるか精神的であるかを問わず、激しい苦痛を故意に与える行為であって、かつ、その苦痛が、公務員その他の公的資格で行動する者によって若しくは又はそれらの者のそそのかしによって又はそれらの者の同意若しくは黙認の下に加えられる場合」にあると述べている。さらに、この判決では「残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い若しくは刑罰」とは、「拷問」に至らないものとした。

拷問等禁止条約1条に規定する「拷問」の成立要件を整理すると、第1に、問題となった行為(当該行為)が激しい苦痛を故意に与えること、第2に、当該行為の実行に際し一定の目的ないし理由が存在すること、第3に、当該行為に明示または黙示あるいは直接的または間接的な、何らかのかたちで公務員の関与があることとなり、上述した規約7条に関

する3点の考慮要素に、「公務員の関与」という要素が付加されている。本事件は国家公務員である入管職員による措置が問題となっているため、この点に問題はない。

里見先行研究²⁾が示すとおり、規約人権委員会および国連拷問等禁止委員会を含む主要な人権条約実施機関の「拷問」解釈に大きな相違はない。むしろ、条約機関は互いに実行を参照し合うなど、相互に補完する関係にある。

まとめると、自由権規約、拷問等禁止条約をはじめとする人権条約機関の実行上、一般に、国際法上「拷問」が認定されるためには、

①人に対して身体的および精神的な苦痛を加えるための意図(故意)を伴うこと

②供述を引き出す、屈辱を与える等の目的があること

であって、かつ、

③非常に重大かつ残虐な苦痛を引き起こす虐待行為

であることが要請される。

そして、上記3要件を満たす行為に対し、条約が「特別な汚名(special stigma)」を着せるべきであると判断した際に「拷問」が認定される。「非人道的な取扱いまたは刑罰」、「品位を傷つける取扱いまたは刑罰」は、それぞれ拷問の下位概念とされ、その区別は主として苦痛の程度(苛烈さ=severity)の軽重によってなされる。

本事件では、既に入管施設収容によって自由を奪われているAに対し、さらにその「粗暴な言動」を制圧するという意図をもって、2度にわたって後ろ手錠措置がとられたものである。

そして、原審判決でも言及されたとおり、入管施設職員は、容易に制圧できないほどに粗暴な言動があったとまで認められない状況の中、長時間Aに後ろ手錠をかけたままにした。この体勢が飲食や排泄に支障をもたらすものであり、安静に過ごすこと自体に支障に

なるものであることは、原判決で認められている。原告第4準備書面28頁、第6準備書面34-35頁他において、入管施設職員らがAを鎮静後も後ろ手錠の措置を継続させ、「従うのか従わないのかどっちだ」「まだ指示に従わへんのか、なあA」などと繰り返し声掛けをした事実は、Aの「保護」や「自己または他人に危害を加えること」等を防止する目的では決してなく、Aに屈辱、羞恥心を与え、入管への服従を強いるための懲罰・制裁の目的があり法律上の根拠がないとの主張がなされた。実際に、判決において、戒具の過剰な使用の事実が認められている。

最後に、非常に重大かつ残虐な苦痛の程度に関して、原審判決文「事実及び理由」、「第3 当裁判所の判断」、「4 争点4（損害および額）」において、以下のとおり判示された。

両手後に第一種手錠を施す態様でされた本件手錠2（前提事実(2)ウ）が、Aの身体の自由を妨げるものであることは明らかであるところ、その態様は、飲食や排せつに支障をもたらすもので、安静に過ごすこと自体に支障になるものであるから、長時間の使用によってAが相応の肉体的、精神的苦痛を受けたであろうことは容易に推認されるといえる。

以上のことから、①意図（故意）、②目的、③苛烈な苦痛の3要件が充たされる可能性があり、そうであれば、本事件でAが受けた措置は規約7条違反および拷問等禁止条約違反を構成する。

その他、本事件でAが受けた、一晩中灯りをつけたままにする取扱いや、Aの状況を1時間おきに確認し、睡眠を妨害するに等しい行為をした取扱いなどは、原告が主張した「拷問」のみならず、「非人道的な取扱いまたは刑罰」「品位を傷つける取扱いまたは刑罰」等に該当する可能性があるが、この点につい

ては他稿で論じる。

IV 被拘禁者に対する戒具（手錠）の使用

1. 戒具使用に関する国内判例の整理

収容により自由を奪われた者に対し、さらに手錠等の戒具を使用することと自由権規約の解釈については、第一審千葉地方裁判所2000年2月20日国家賠償請求事件判決（訟務月報48巻9号2086頁）がある。本件では刑事被告人が千葉刑務所保護房内で右手前左手後ろに、金属手錠を両手首にそれぞれ装着させられた。裁判所は「革手錠や金属手錠の使用がその態様によっては憲法や自由権規約の前記各条項に抵触するような場合のありうることは否定できないが、それはあくまでもその使用態様の如何によるのであって、監獄法（筆者註：当時）や同法施行規則の前記各規定に従った手錠の使用が、その具体的態様にかかわらず常に憲法や自由権規約に抵触するとまでいうことはできず、したがって監獄法や同法施行規則の前記各規定が憲法や自由権規約に違反するとは認められない」として、法規自体の違法性を否定した。さらに、既に保護房に拘禁した刑事被告人に対して追加で革手錠も使用する措置は、他の処遇措置によっては具体的に必要とされる戒護の目的が達成できない場合であって、なお保護房に拘禁されている場合には、自己の生命、身体を害する行為に及ぶおそれのあるような極めて限定された場合に限りてゆるされるとした。本件においてはその必要があったとはいえないとして、看守長および刑務所職員が原告に革手錠を使用したことを違法とした。一方、控訴審判決（訟務月報48巻9号2075頁）において、東京高等裁判所は以下のとおり判示した。「保護房拘禁の要件と手錠使用の要件とは異なり、保護房拘禁中に手錠を使用する必要性がある場合もあり得るところ、保護房拘禁中に手錠

を使用することを禁止する規定もないから、保護房拘禁中に手錠を使用することは許されているといえることができる。(中略) 同様に、必要な場合に革手錠と金属手錠を併用することも、右憲法や自由権規約に反するものでもない」。さらに、被控訴人に対する手錠の使用態様についても違法はなかったとし、「原判決中、被控訴人に対して革手錠を使用したことに違法があるとして被控訴人の請求を一部任用した部分は、相当でない」と判示した。

先例は刑事被告人に対する身体拘束であり、本事件とは異なる。一方で、既に施設収容によって自由を奪われている者に対する追加的な身体拘束は、その事実をもってただちに違法になるわけではなく、合法の場合が存する。実際には個別の事件に応じて、身体拘束の態様、状況、経過時間等すべての事情を勘案した上で、それぞれに適法性が審査されることになる。

被収容者処遇規則（昭和五十六年法務省令第五十九号）によると、日本国内で手錠等の戒具を使用できるのは、次の場合である。

被収容者処遇規則（戒具の使用）第19条³⁾

所長等は、被収容者が次の各号の一に該当する行為をするおそれがあり、かつ、他にこれを防止する方法がないと認められる場合は、必要最小限度の範囲で、入国警備官に、当該被収容者に対して戒具を使用させることができる。

ただし、所長等の命令を受けるいとまが

ないときは、入国警備官は、自ら戒具を使用することができる。

- 一 逃走すること。
- 二 自己又は他人に危害を加えること。
- 三 収容所等の設備、器具その他の物を損壊すること。

2 入国警備官は、前項ただし書の規定により戒具を使用したときは、速やかに所長等に報告しなければならない。

同第20条および別表に定める戒具の種類と態様は以下のとおりである。

2. 国連被拘禁者最低基準規則に基づく拘束具使用の制限

戒具および拘束具の使用に関する国際基準については、控訴人主張のとおり、国連被拘禁者処遇最低基準規則の規定を参照した。拘束具の使用が合法的にゆるされる場合の規定である国連被拘禁者処遇最低基準規則は、通称「マンデラ・ルール」と呼ばれ、被拘禁者の処遇及び施設の管理に関する適切な原則及び実践として一般に認められているものを適示したものである。本規則は国連総会において全会一致で採択されている。すなわち、採択時において日本も棄権、反対等をしていない。「被拘禁者」は入管施設被収容者を含む。

規約人権委員会は、人を人道的に、その尊厳をもって処遇することの具体的な内容の解釈については、より詳細な国連基準が重要な意味をもち、マンデラ・ルールや被拘禁者保

表1 出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)戒具制式別表

別表（第二十條關係）

種類	制式
第一種手錠	鎖で連結された金属製の二つの輪のそれぞれが開閉でき、かつ、歯止めで止まり、鍵のかかるものとする。 形状は、別図のとおり。
第二種手錠	金属又はこれと同等以上の強度を有する材質の台形状の連結板の左右に、手首を固定するため旋錠装置で伸縮できる輪を結合したもので、かつ、全体を皮革及び化学繊維で被覆し、連結板の長さは、上辺は十五ミリメートルないし百六十ミリメートル、下辺は八十ミリメートルないし二百十ミリメートルで、腕輪の幅は、約八十ミリメートルのものとする。 形状は、別図のとおり。
第一種補じよう	おおむね直径三ミリメートル以上十五ミリメートル以下で長さ六メートル以下の麻又は化学繊維製の縄とする。
第二種補じよう	第一種補じようと同じ。ただし、縄の中芯に金属製ワイヤーを通し、縄の一端に長さ十センチメートル以下の開閉式金具を設けたものとする。

護原則、法執行官行動綱領、医療倫理原則等が、その「より詳細な国連基準」にあたりと述べている。そのため、本規則を参照することには意義がある（一般的意見21 para. 5）。マンデラ・ルールは以下の規定を備える。

**国連被拘禁者処遇最低基準規則
(マンデラ・ルール) 規則47 (拘束具)**

2 他の拘束具は、法によって認められ、かつ、以下の状況においてのみ使用される。
(a) 被拘禁者が司法ないし行政当局に出頭する場合には外されるという条件のもと、移送時の逃走に対する予防措置として。(b) 被拘禁者が自己若しくは他人を傷つけ、又は財産に損害を与えることを防止するために、他の制御方法が役に立たない場合に、施設の長の命令によって。このような場合には、施設の長は、直ちに医師又はその他の有資格のヘルスケア専門職の注意を喚起し、かつ上級行政官庁に報告しなければならない。

規則47の1項は「鎖、かせ、その他の本質的に品位を傷つけ又は苦痛を伴う拘束具」の使用を禁じている。手錠は「かせ」の一形態

であるが、移送時の逃走に対する予防措置、または/および被拘禁者が自己若しくは他人を傷つけ、又は財産に損害を与えることを防止するために、他の制御方法が役に立たない場合に、施設の長の命令によってのみこれを用いることができる。

また、規則48は合法の拘束具の運用について以下のとおり定める。

同規則48 (拘束具)

1 規則47第2項によって拘束具の使用が認められる場合には、以下の原則が適用されなければならない。

(a) 拘束具は、制限されない動きによって生じる危険に対処する、より制限的でない制御形態では効果がない場合にのみ用いられるものとする。(b) 拘束の方法は、生じている危険の程度及び性格に基づいて、被拘禁者の動きを制御するために必要かつ合理的に利用可能な、最も侵襲性の低い形態でなければならない。(c) 拘束具は、必要な時間のみ用いられ、かつ、制限されない動きによって生じる危険がもはや存在しなくなった後には、できる限りすみやかに取り外されなければならない。

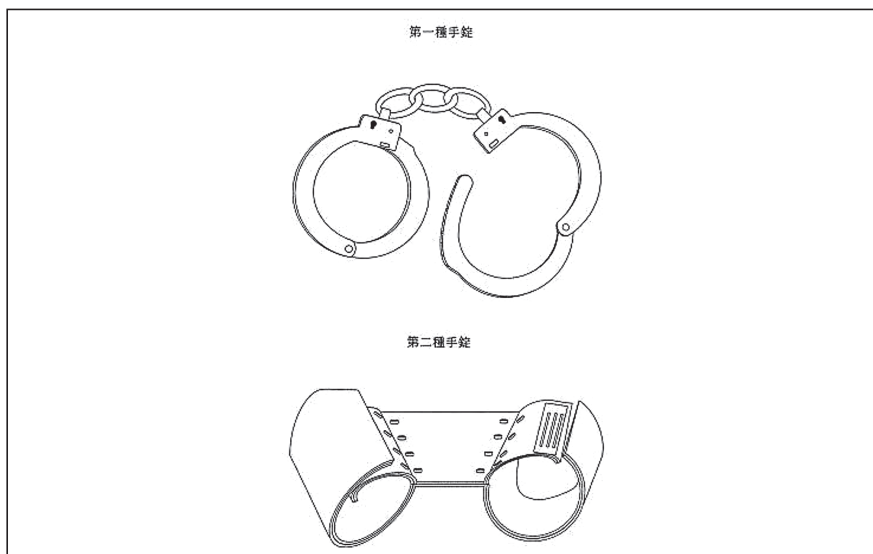


図1 出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)戒具の種類

3. 本件への当てはめと後ろ手錠継続の適法性の検討

本事件において主に問題となるのは、規則47の2項(b)にいう制御の目的と報告、同48の1項(b)にいう拘束の方法、同48の1項(c)にいう最低時間の拘束とその可及的速やかな除去との関連であろう。上記規則の規定から、Aに対する後ろ手錠の措置は、単に合法であるのみでは足りず、非常に限定的な状況下において、例外的に許されるべき措置であることは明らかである。

すなわち、合法性の評価は、根拠規定があることや、違法でないことのみから導き出されるものではなく、Aに対する拘束具の使用の可否は、なおその使用場面、期間及び態様等について、各別の検討と必要最小限度の要請が付された上で決定されるべきである。

控訴審では、上記争点2について手錠使用の継続につき違法におちいったと判断された時間の算定等、多くの原判決の誤りが主張されている。控訴人は、上記争点1についても、説得・口頭注意・警告などの他に可能な代替手段をとらずにAに手錠をかけたこと、Aに自傷他害のおそれがあるとして手錠使用を決める前に入管職員7名がA1名をうつ伏せにして完全に制圧し、Aも抵抗を諦め制圧を受け入れる意思を示し自傷他害のおそれがなくなったにもかかわらず手錠をかけ続けたことは、戒具使用の基準(甲3. 戒具の使用要領第1章第1節)をみださず、上記国際規則にも反したと主張する。また、合計7名の施設職員に取り囲まれている状態での後ろ手錠の態様についてもその必要を欠き、本件入管における手続上の不備もあったこと、Aの行為はあくまでも本人の抗議にもとづくものであり、被收容者処遇規則19条1項各号に定める逃走・自傷他害・器物損壊のいずれの要件にも当てはまらないことの主張等もなされている。

これらの中でも特に、保護室外における手錠使用の基準と、保護室内における手錠使用

の基準とが異なっていることについて、原審で考慮されていないことに言及したい。

設備及び構造上、自傷他害、器物損壊のおそれを低減するよう作られている保護室に移室した後になお後ろ手錠をかける措置については、その前に同措置を行うこととは明確に区別しなければならない。保護室への収容後においては、「自殺又は自損」、「職員に対する暴行」、「施設等の損壊」のいずれかをするおそれがあり、かつ、「他にこれを防止することができない」と認められない限り、戒具を使用することができないこととされている(戒具の使用要領第1章第1節5(2))。そして、被收容者に自由が残されているかぎり、これらの「おそれ」が完全に0になることはないのであるから、そのような「おそれ」については、抽象的なものでは足りず、現実的な可能性がなければならぬと解釈するべきである。

すでに隔離措置を受けている被收容者に対しては、列挙された行為を「するおそれがある場合で、かつ、他にこれを防止することができないと認められるときに限り」(第1章第1節5(2)) 戒具を使用することができるとされているのであって、実際に対象者が落ち着き、自傷他害等のおそれが現実に消失したと認められる状況になった際には、上記規則との兼ね合いにおいても、手錠はすみやかに解錠されなければならなかった。

当該入管職員が、Aが落ち着いたと認めてからさらに後ろ手錠をかけ続けたことは戒具使用の要件に欠け、これらの措置に裁量権の逸脱や濫用はなく必要最小限の範囲内の使用であると判示した原判決には誤りがある。

入管法61条の7第1項は、被收容者には保安上支障がない範囲においてできる限りの自由が与えられなければならないと規定しており、同法を受けた被收容者処遇規則1条は、被收容者の人権を尊重しつつ適正な処遇をすることを掲げている。そうでもあるにもかかわらず

ず、本件入管職員は、A一人に対して、複数人でAの身体を床等に押さえつける等の行為を繰り返し、さらには、保護室に入室しているAに後ろ手錠を施したうえ、そのまま長時間放置した。これらの各実行は、本件入管の管理上の必要性、相当性を大きく超える重大な人権侵害行為となる。

V おわりに

入管施設収容は刑罰としての自由刑の行使ではなく、強制送還を目的として逃走を防止するため等の理由により人を一時的に収容するものである。過剰な拘束を受けないことを含む被収容者の権利は適正に保障されなければならない。また拷問はどのような人・法的地位・状況に対しても絶対に禁止される。

自由権規約9条の解釈に関する自由権規約人権委員会の一般的意見8(16)では、「すべての者は、身体的自由及び安全についての権利を有する。何人も、恣意的に逮捕され又は抑留されない。何人も、法律で定める理由及び手続によらない限り、その自由を奪われない。」と定める規約9条1項が、出入国管理における自由の剥奪においても適用されると明示している。規約の締約国は、規約2条3項の規定に基づき、個人が規約の侵害によりその自由が奪われたと主張するその他の場合に実効的な救済措置が与えられることをも確保しなければならない。

これらのことから、日本は、被拘禁者処遇の最低基準を厳格に評価し、これを充たさない取扱いについては違法となることを認識し、そのような運用を確保する必要があるのである。

自由権規約、拷問等禁止条約、国連被拘禁者処遇最低基準規則等の他にも、参照すべき先取的な地域実行がある。たとえば、日本は欧州審議会のオブザーバー国であり、欧州人権条約や、欧州拷問等防止条約との関係性を

有する。旧民法900条第4号但書前段の非嫡出子の相続分不平等に関する最高裁判所の違憲判断においては、欧州人権条約などの国際人権条約による影響が、「環境」の変化として考慮された。日本が批准する条約について示された解釈を国内で誠実に実行し、また参照すべき他の国際規範の先取的実行を適宜採り入れ、国際基準と軌を一にする時がきている。引き続き本事件の評価を進める。

謝辞

本稿の執筆にあたり、大阪地方裁判所 令和2年（ワ）第1555号損害賠償請求事件 被告訴状および原告第一準備書面から第七準備書面および最終準備書面、被告第一準備書面から第三準備書面および最終準備書面、大阪高等裁判所 令和7年（ネ）第1202号損害賠償請求（独立当事者参加）控訴事件控訴理由書等を参考にしました。協力してくださったすべての方に感謝申し上げます。

参考文献・参考資料

- 1) 里見佳香. 刑事被告人が無罪の推定を受ける権利に関する一考察 - 国際人権法の観点から -. 新潟青陵学会誌. 2017; 9(1); 1-9.
- 2) 菊田幸一. 受刑者の法的権利 第2版. 東京; 三省堂; 2016.
- 3) 葛野尋之. 未決拘禁法と人権. 東京; 現代人文社; 2012.
- 4) 村井敏邦, 今井 直監修. 拷問等禁止条約をめぐる世界と日本の人権. 東京; 明石書店; 2007.
- 5) 国際連合人権高等弁務官事務所編. 国連人権マニュアル. 東京; 現代人文社; 2006.

¹⁾Aは令和5年4月3日に死亡した。Aの訴訟代理人弁護士は、令和6年6月26日の進行協議期日において、上記訴えに係る請求を放棄している。

²⁾里見佳香. 欧州拷問等防止条約における「拷問」等概念の展開 - 欧州拷問等防止委員会の実行から - (1). 大阪大学国際公共政策研究. 2004; 第9巻第1号; 119-137.

³⁾なお「被収容者処遇規則」(昭和56年法務省令第59号)は、出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律(2023年6月施行)の施行に伴い廃止された。

新潟青陵学会誌投稿および編集に関する規程

(発行の目的)

第1条 新潟青陵学会会員がそれぞれの専門分野において学術的にさらに発展する基盤を獲得できるよう、「新潟青陵学会会則」第2条(目的)に則り、会員相互の指導・支援により会員が執筆する論文等を掲載発表することを目的として「新潟青陵学会誌」を発刊する。

(投稿資格)

第2条 学会誌への投稿者は、正会員に限る。ただし、学会役員会が承認する場合には、正会員以外の投稿資格を認めることがある。

(発行の体裁)

第3条 発行各号の体裁はA4版とし、本文の体裁は10ポイント活字横2段組みとする。

(掲載制限)

第4条 同一の号における掲載は、1人1編を原則とする。ただし、各号の全体の頁数が過大となる場合は、執筆者の承諾を得て2つ以上の号に分割掲載することがある。

2 他誌に発表された原稿(投稿中および印刷中も含む)の投稿は認めない。

(原稿の種類および内容)

第5条 原稿の種類は、総説、原著、研究報告、資料および実践報告とし、それぞれの内容は、次の各号のとおりとする。

- 一、総説 特定のテーマについて、総合的に学問的状况を概説したり考察したりしたもの
- 二、原著 独創的な知見が論理的に導かれている学術論文
- 三、研究報告 研究結果の意義が大きく、当該研究分野の進展に寄与すると認められるもの(調査報告等を含む)

四、資料 前各号のいずれにも該当しないものの、資料的価値があると認められるもの

五、実践報告 実践の内容を具体的かつ明確に記述し、その結果について整理したもの(事例報告を含む)

2 新潟青陵学会誌編集委員会(以下「編集委員会」という。)は、前項に規定する原稿とは別に、新潟青陵学会の事業に関する記事を掲載したり、会員に記事の投稿を求めたりすることができる。

(投稿手続)

第6条 原稿は、次の各号により構成する。

- 一、和文要旨(資料、実践報告をのぞく)・キーワード
- 二、英文要旨(資料、事例報告をのぞく)・キーワード
- 三、本文(タイトル、文献、注、付記を含む)
- 四、図、表および写真

2 前項第二号に規定する英文要旨は、英語を母国語とする者、またはそれに準ずる語学力を有する者による校閲を受けるものとする。校閲に係る手続き等は、投稿者において行う。

3 研究等の実施にあたりいずれかの倫理審査委員会で審査を受けたかどうかを、カバーシートに記載し、該当する場合は承認を得た倫理審査委員会名および承認番号を記載する。倫理的配慮は本文の「方法」の項に記載する。

4 投稿者は、編集委員会において定める提出期限までに、次の各号の書類等を編集委員会にお

いて定める提出先に電磁的方法により提出する。

一、カバーシート（様式1） 1部

二、原稿 1部

三、投稿論文チェックリスト（様式2） 1部

四、誓約書および著作権譲渡同意書（様式3） 1部

5 総説、原著、研究報告、資料には、投稿者の氏名を記載しない。

6 投稿者は、和文抄録、英文抄録、本文、図表をそれぞれのファイルに分けて提出する。

7 第5条第2項に規定する記事は、前号までの規程によらず、編集委員会において別に定めるところによるものとする。

8 投稿の提出期限は、2カ月に1度設けるものとする。

（編集手続）

第7条 編集委員会における編集手続は、次の各号のとおりとする。

一、前条第4項の投稿手続を経た原稿は、学会事務局の定めた提出先に提出された日をもって提出日とする。ただし、提出期限を過ぎて到着した原稿は、いかなる理由があっても認めない。

二、編集委員長は、期限までに提出された原稿が本規定の第6条第3項および4項を遵守しているかどうかを確認し、遵守されている原稿を受け付け、遵守されていない原稿については再提出を指示する。

三、編集委員会は、受け付けた原稿を審査に付し、総説、原著、研究報告および資料については、査読を査読者2名によるダブル・ブラインド制で行い、その採否を決定し、正式に受理する。

四、実践報告については、査読を査読者2名によるオープンレビュー制で行い、その採否を決定し、正式に受理する。

五、編集委員会は、受理した原稿の投稿者に対して原稿の修正および種類の変更を求めることができる。なお、修正期間と査読期間については、編集委員会の定めるところによるものとする。

六、原稿の受理通知を受けた投稿者は、編集委員会に対して、本文等の電磁的データを遅滞なく提出しなければならない。

七、原稿の掲載順等の編集に関する事項は、編集委員会が決定する。

（原稿の執筆）

第8条 原稿の執筆は、次の各号の要領によるものとする。

一、原稿は、和文または英文により、Microsoft Wordを用いて作成する。

二、本文の原稿（図、表および写真を除く。）の形式は、すべてA4版の用紙に、MS明朝フォント、10ポイント横書きで作成するものとする。句読点は、「、」「。」を用い、英数字は半角とする。

三、一行の文字数は40字、一頁の行数は36行に設定して適切な行間を空けるものとする。文献、注、付記の書式もこれに準ずる。

四、原稿の本文、図、表および写真を合計したA4版用紙の枚数は、13枚以内とする。

五、原稿中の図、表および写真は、4分の1未満にあっては360字、4分の1以上2分の1未満にあっては720字、2分の1以上1頁未満にあっては1440字で換算するものとする。

六、見出番号の表記は、原則として次の様式に従う（全角英数字。「」は全角スペースを、「□」は文字を示す）。

I □□□□□（章）

（1行アキ）

- 1. □□□□□ (節)
- 1) □□□□□ (項)
- (1) □□□□□
- ① □□□□□

七、図、表および写真には、図1、表1、写真1のように通し番号をつけ、本文とは別に一括し、本文右欄外に、それぞれ挿入希望位置を朱書きで指定するものとする。なお、図および写真については、天地の別を明示することが望ましい。文字の修正・矢印の焼き込み等については、別に実費を徴収するものとする。

八、図および写真は、編集可能な明瞭かつ鮮明な電磁的データとする。

九、文献の記載は、原則「バンクーバー方式」に準じ、本文中に文献が引用された順に番号をつけ、その順に引用文献を記載する。本文中に2ヶ所以上で同じ文献を引用した場合は、最初につけた番号をそのまま後に引用した所につける。

- ① 文献の記載は、著者が6人までは全員、7人以上の場合は6人までを挙げ、7人以降は『、他』とする。英文の場合は、『, et al』とする。記載方法は以下の例に従う。
- ② 文献の番号は、本文中の必要箇所右肩に¹⁾, ¹⁻⁵⁾, ^{1,3-5)}のように、片括弧を付した算用数字を記入する。
- ③ 雑誌名に略語を用いてよい。その場合はすべての雑誌名に略語を使用する。
- ④ 文献の表記は、原則として次の様式に従う。英数字、記号およびスペースは全て半角とする。
雑誌論文 著者名. 論文名. 雑誌名. 西暦年; 卷(号): 頁-頁.

1) 緒方泰子, 永野みどり, 福田敬, 橋本廸生. 病棟に勤務する看護職の就業継続意向と看護実践環境との関連. 日本公衆衛生雑誌. 2011; 58(6): 409-419.

2) Gottfried H, O'Reilly J, Nikolova M, Ghodsee K, Hobson B, Orloff AS, et al. Reregulating breadwinner models in socially conservative welfare systems: comparing Germany and Japan. *Social Politics*. 2002; 9(1): 29-59.

単行書 著者名. 書名. 編者名. 頁. 発行所所在地: 発行所名; 西暦年.

3) 秋山智久. 社会福祉専門職の研究. 103. 京都: ミネルヴァ書房; 2007.

4) Sen AK. *Collective choice and social welfare*. 201. Amsterdam: Elsevier; 2002.

訳書 原著者名. 訳者名. 書名. 頁. 発行所所在地: 発行所名; 西暦年.

5) Oleckno WA. 柳川洋, 萱場一生. しっかり学ぶ基礎からの疫学: basic learning and training. 135. 東京: 南山堂; 2004.

ウェブページ 著者名. ページ名. <URL>. 閲覧西暦年月日.

6) 厚生労働省. 平成24年度 特定健康診査・特定保健指導の実施状況. <http://www.mhlw.go.jp/bunya/shakaihosho/iryouseido01/info03_h24.html>. 2014年8月31日.

十、注の記載は、本雑誌が複数の異なる学術分野を扱うため、執筆者が属する学術分野が主導する論文形式に則り、選択できるものとする。注の記載を選択した場合は、本文の最後（文献がある場合はその後）に引用順に一括する。

- ① 注の番号は、本文中の必要箇所右肩に注1), 注2)のように、片括弧を付し注を付けた算用数字を記入する。
- ② 注の記載内容および記載形式は、執筆者の属する学術分野が主導する論文形式に則る。

十一、付記の取扱いは、次の例による。

- ① 原稿の終わりに謝辞等の項を設けることができる。
 - ② 当該研究が研究助成、試料提供、便宜供与などの経済的支援を得て行われた場合は、謝辞等にその旨を記載する。
 - ③ 共著論文の場合、各著者の貢献（執筆分担箇所または役割分担）を明記することが望ましい。
- 十二、本誌では総説、原著、研究報告および資料については、ダブル・ブラインド制による査読を採用するため、原稿には著者名・所属が同定されるような情報が含まれないようにする。

- ① 本文や参考文献の中で、著者が特定される箇所は伏せ字にするなどして、著者が推測されにくいように配慮する。
- ② 謝辞や研究資金助成等の記載で著者が特定できる可能性がある場合は、投稿時点では行わず、採択後の完成原稿に記す。
- ③ 上記の配慮は著者の責任において行う。

十三、カバーシートには、次の内容を記載する。

- ① 論文の表題（和文および英文）
- ② 欄外見出し（和文および英文）
- ③ 著者名（和文およびローマ字）
- ④ 所属機関名
- ⑤ キーワード（和文および英文で5語以内）
- ⑥ 図、表および写真それぞれの枚数
- ⑦ 希望する原稿の種類
- ⑧ 実費負担による抜刷希望部数
- ⑨ 連絡者（第一執筆者であることが望ましい。）の氏名、住所、電話番号および電子メールアドレス
- ⑩ 英文校閲を証明するサイン
- ⑪ 倫理審査の必要性の有無

十四、要旨は、和文については400字程度、英文については200ワード程度で作成するものとする。

なお、原稿作成の際、本文の最後に字数およびワード数を明記する（例（396字）、（190words））。
（著者校正）

第9条 審査および査読後の最終原稿提出後の著者校正は、誤字及び脱字等の修正以外の加筆及び修正は認めないものとする。

（抜刷等）

第10条 抜刷を希望する場合は、印刷部数に関係なく、すべて実費を著者負担とする。

（著作権等）

第11条 本学会誌に掲載された論文等（以下「論文等」という。）の著作権は、新潟青陵学会に帰属する。

2 前項の著作権とは以下を指す。

- 一、コピーを作成することに関する権利として、「複製権」
- 二、コピーを使わずに公衆に伝えることに関する権利として、「上演権・演奏権」、「上映権」、「公衆送信権」、「公の伝達権」、「口述権」、「展示権」
- 三、コピーを使って公衆に伝えることに関する権利として、「譲渡権」、「貸与権」、「頒布権」

四、二次的著作物の創作・利用に関する権利としての「二次的著作物の著作権」、「二次的著作物の利用権」は含まない。

(規程の改正)

第12条 この規程の改正は、学会役員会の議を経なければならない。

附 則

この規程は、平成20年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年7月6日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成22年12月17日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年7月27日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年9月28日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年2月15日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年5月16日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年2月13日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年9月25日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年2月19日から施行する。

附 則

この規程は、2019年11月3日から施行する。

附 則

この規程は、2021年2月8日から施行する。

附 則

この規程は、2022年10月20日から施行する。

附 則

この規程は、2024年2月16日から施行する。

附 則

この規程は、2025年2月20日から施行する。

附 則

この規程は、2025年9月29日から施行する。

(様式1)

新潟青陵学会誌 (Journal of Niigata Seiryō Academic Society) 投稿論文カバーシート

論文番号(事務局にて記載)		原稿受付月日(事務局にて記載)	20 年 月 日
論文の表題			
Title			
欄外見出し			
Running Title			
著者名 1. 2. 3.	所属機関名 (大学の場合は学部学科まで記載してください) 1. 2. 3.		
Authors 1. 2. 3.	Affiliation 1. 2. 3.		
キーワード (5語以内)			
Keywords			
原稿(本文)	■枚数() ■図の数() ■表の数() ■写真の数()		
原稿の種類	■総説() ■原著() ■研究報告() ■資料() ■実践報告()		
抜刷希望数	()部 ※著者負担。不要の場合は(0)と記入。		
連絡者 ※第一執筆者であることが望ましい	(氏名) (住所)〒 (電話番号) (電子メール)		
英文校閲 ¹⁾ Revision of English	サイン(sign) ※校閲者による自署のこと。校閲を証明する書類の添付にかえることも可。		
倫理審査	<input type="checkbox"/> 審査済み	倫理審査委員会名 承認番号	<input type="checkbox"/> 審査なし

1) 本文が日本語の論文は、校閲対象をTitle, Running Title, keywordsおよびAbstractとする。

(様式2)

投稿論文等チェックリスト

*投稿する前に原稿を点検確認し、原稿に添付して提出してください。下記の項目に従っていない場合は、投稿を受け付けないことがあります。

- 1. 原稿の内容は、他の出版物にすでに発表、あるいは投稿されていない。
- 2. 希望する原稿の種類と原稿枚数の規定を確認している。
- 3. 原稿は、A4判用紙に横書きで、1行40字、1ページ36行で作成している。
- 4. 原稿枚数は、本文、注記および図表等を含めて、投稿規程の制限範囲内である。
- 5. 図、表および写真は、1枚に1点を印刷し、それぞれ通し番号を付けている。
- 6. 見出番号の表記は、投稿および編集に関する規程に準じている。
- 7. 本文原稿右欄外に、図、表および写真の挿入希望位置を朱書きしている。
- 8. 文献の情報は、原典と相違ない。
- 9. 文献の記載は、投稿および編集に関する規程に準じている。
- 10. 和文要旨400字程度、英文要旨200ワード程度（希望する原稿の種類が「資料」の場合を除く）をつけている。
- 11. 英文要旨と和文要旨の内容は、一致している。
- 12. カバーシートに、次の項目を記載している。
 - ① 論文の表題（和文および英文）
 - ② 欄外見出し（和文および英文）
 - ③ 著者名（和文およびローマ字）
 - ④ 所属機関名
 - ⑤ キーワード（日本語および英文でそれぞれ5語以内）
 - ⑥ 図、表および写真それぞれの枚数
 - ⑦ 希望する原稿の種類
 - ⑧ 抜刷希望部数（著者負担）
 - ⑨ 連絡者（第一執筆者であることが望ましい。）の氏名、住所、電話番号および電子メールアドレス
 - ⑩ 英文校閲を証明するサイン
 - ⑪ 倫理審査の必要性の有無
- 13. 次の書類等が、揃っている。
 - ① 原稿（和文抄録、英文抄録、本文、図表をそれぞれのファイルに分ける）
 - ② カバーシート
 - ③ 投稿論文チェックリスト
 - ④ 誓約書および著作権譲渡同意書

以上

私は、新潟青陵学会誌投稿および編集に関する規程に基づき、上記項目を確認しました。

年 月 日（第一執筆者氏名）

(様式3)

新潟青陵学会
会長 木村 哲夫 様

年 月 日

【誓約書】

投稿論文は、その内容を他誌に掲載・投稿していないことを誓約致します。

【著作権譲渡同意書】

私は論文等を新潟青陵学会に提出するに際し、「新潟青陵学会誌投稿および編集に関する規程第 11 条 著作権等」に同意の上、その論文等にかかる著作権を本会に譲渡することに同意します。

また譲渡後、当該論文等が電子データベース「新潟青陵大学・新潟青陵大学短期大学部機関リポジトリ」に登録され、インターネットにより配信されることにも併せて同意します。

論文名：

論文種類：〔総説 原著 研究報告 資料 実践報告 その他〕

著者 著者全員、署名・捺印のこと

*但し、自書の場合は捺印不要

1. (筆頭者)	印	6.	印
2.	印	7.	印
3.	印	8.	印
4.	印	9.	印
5.	印	10.	印

筆頭者氏名：

住所：

所属施設

*用紙が不足する場合はコピーして使用してください。

CONTENTS

Review Articles

"Physical Detention in Immigration Facilities and Human Rights;
From the Perspective of International Human Rights Law"

Yoshika Satomi ····· (1)

2025年度 新潟青陵学会役員

会 長 木村 哲夫
会長代行 渡邊 典子
理 事 総務担当：真壁 あさみ、清水 理恵、山口 友江
 広報・研究報告会担当：碓井 真史、池 睦美
 学会誌編集担当：上原 喜美子、石田 道雄、三浦 修
監 事 宮沢 稔、栗林 克礼
事 務 山岸 希美

2025年度の査読には、下記の諸先生にご協力いただきました。厚く御礼申し上げます。
(五十音順・敬称略)

李 在億 板垣 直子 齋藤 恵美 関谷 昭吉 中野 啓明
中野 充 本間 優子

編集後記

雪が積もっては溶け、溶けては積もりしているうちに日脚は着実に伸びてきました。立春も過ぎて皆様いかがお過ごしでしょうか。

新潟青陵学会誌19巻第1号をお届けいたします。今回の掲載論文は総説1編のみでした。外国人の受け入れが世界中で問題になっており、深刻な衝突が生じている国もあります。どの国も基をたどれば移民が集まって出来たに違いないはずですが、一旦「国民国家」という概念が生じてしまえば、身内とよそ者という区別が出来てしまうのは仕方がないことかもしれません。ただ、区別が生じるのは認めた上で、「よそ者」とどう付き合っていく

のが好ましいのか・・・今回の総説から、そのようなことを考えさせられました。この世は何が起こるかわかりませんから、自分自身が「よそ者」になる可能性もゼロではありません。

さて、本学会誌の原稿受付は、「2か月毎に締め切りを設け、その間に集まった論文に対して査読などの審議を行う」ことを繰り返して行くというやり方によって変わっております。これは、いつでも原稿を受け付けているというのと大差はありません。いつが締め切りかを気にすることなくご投稿ください。お待ちしております。

石田 道雄

新潟青陵学会誌 第19巻第1号

2026年3月15日 発行（非売品）

発行者 〒951-8121 新潟県新潟市中央区水道町1-5939
新潟青陵学会（会長 木村 哲夫）
TEL 025 (266) 0127
FAX 025 (267) 0053
<https://www.n-seiryu.ac.jp/gakkai/>
印刷所 〒950-0892 新潟県新潟市東区寺山2丁目3-8
北越印刷株式会社 新潟営業所
TEL 025 (272) 2575
FAX 025 (383) 6321

ISSN 2760-0262

Vol.19, No.1
March 2026

JOURNAL OF
NIIGATA SEIRYO
ACADEMIC SOCIETY

NIIGATA SEIRYO ACADEMIC SOCIETY